

様

介護老人保健施設 白藤苑  
(介護予防) 短期入所重要事項説明書

(別紙1)

介護老人保健施設 白藤苑 重要事項説明書  
(介護予防) 短期入所療養介護 <2024年8月1日現在>

1 事業者(法人)の概要

名称・法人種別	医療法人社団 松下会
代表者名	
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市南区白藤5丁目1番1号 (電話) 096-358-7200 (FAX) 096-358-7225

2 事業所(ご利用施設)

施設の名称	介護老人保健施設 白藤苑
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市南区白藤5丁目1番1号 (電話) 096-358-7200 (FAX) 096-358-7225
事業所番号	介護老人保健施設(4350180123号)
管理者の氏名	

3 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の目的

介護老人保健施設における、短期入所療養介護サービスは利用者が可能な限り自宅で自立した生活を送ることができるよう、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことで、療養生活の質の向上及び家族の介護負担の軽減を目的とする。

(2) 運営方針

医療ニーズのある利用者の受け入れ並びに治療管理、及び在宅復帰並びに在宅療養の計画的な支援を行います。療養にあたって利用者に対する適切な医療を提供します。また、入退院にあたって地域の医療機関、福祉施設等とつながりを持ちながら支援します。

地域で災害が発生するとか感染症が拡大発生する場合、地域の医療機関と連携体制を整え対応します。利用者が施設内で感染した場合、必要な医療やケアを提供します。

その他、認知症の行動・心理症状に対する予防・対応はチームケアをとります。薬物療法にかかる処方内容の総合的な評価、調整、及び療養上必要な指導を行います。質の高い介護を実現するために介護情報の収集・分析・評価を行います。介護ロボット、又情報通信機器

を活用した介護を推進する他、施設の運営目的に沿う活動を実施します。

(3) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	担当の介護支援専門員が、利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成し利用者の同意を得て交付します。 また、施設サービス計画の実施状況の把握、評価を行い必要に応じて施設計画の変更をします。
従業員研修	年 12 回、基礎・実務・接遇等の研修を行っています。

#### 4 施設の概要

(1) 構造等

	敷 地	2,720 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄骨造
	述べ床面積	5,192 m <sup>2</sup>
	利 用 定 員	100 名

(2) 療養室

療養室の種類	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
一 人 部 屋	10 室	178 m <sup>2</sup> (17.8 m <sup>2</sup> )	ナースコールを設置
二 人 部 屋	7 室	148 m <sup>2</sup> (10.1 m <sup>2</sup> )	ナースコールを設置
四 人 部 屋	19 室	642 m <sup>2</sup> (8.4 m <sup>2</sup> )	ナースコールを設置

(3) 主な設備

設 備	単 位	面積（一人あたりの面積）	備 考
食 堂	2 室	52 m <sup>2</sup>	
機能訓練室	3 箇所	126.87 m <sup>2</sup>	38 m <sup>2</sup> はレクリエーションルーム兼用
浴室（一般浴槽）	2 室	339 m <sup>2</sup>	
浴室（特別浴槽）	1 台	43 m <sup>2</sup>	
診 察 室	1 室	18 m <sup>2</sup>	
談 話 室	2 室	163 m <sup>2</sup>	
洗 面 所	4 箇所		
便 所	4 箇所	156 m <sup>2</sup>	ブザー、常夜灯を設置

## 5 従業者の職種、員数

従業者の職種	人数 (人)	区分				常勤換算後 の人数(人)	職務の内容		
		常勤(人)		非常勤(人)					
		専 従	兼 務	専 従	兼 務				
管理者	1	1				1			
医師	1	1				1			
薬剤師	0.34 以上								
看護職員	9以上								
介護職員	25 以上								
支援相談員	1以上								
セラピスト 1)	2以上								
管理栄養士・ 栄養士	1以上								
ケマネジヤー	1以上								

- 1) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

(従業者の職務内容)

- (1) 管理者は、入所者の病状等を把握し施設における療養管理を担当する医師である。介護支援専門員に施設サービス計画作成を担当させる。そして、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。さらに、職員に対して運営基準を順守させるために指揮命令を行う。
- (2) 医師は、利用者の疾病又は負傷に対して診断のうえ療養上の診療を行う。入所者の病状、心身の状況、置かれている環境を踏まえて入所者・家族に適切な指導を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し処方内容を総合的に評価、調整、療養上必要な指導を行う。
- (4) 看護職員及び介護職員は、入所者に対して、病状及び心身の状況に応じ看護及び医学的管理下における介護を適切な技術をもって施す。看護及び医学的管理下における介護は入浴・清拭、排せつの自立に必要な援助、褥瘡の発生予防、離床、着替え、整容その他日常生活の世話などがある。
- (5) 介護支援専門員は施設計画を入所者の日常生活を支援できるように適切な方法を用いて問題を明らかにし、かつ、医師の治療方針に基づき入所者・家族に対する面接によって解決すべき課題とか意向を把握したうえでサービス担当者会議を通して作成する。計画の実施状況を把握し必要に応じてサービス担当者会議を通して計画を変更する。
- (6) 支援相談員は、居宅介護支援事業者に対して申込者の心身の状況、生活歴、病歴、サービスの利用状況などを把握し、これらの状況を踏まえて居宅で日常生活

を営むことができるか定期的に関係者と検討し記録する。また、入退所にあたつて利用者・家族に適切な指導を行い、居宅介護支援事業者、退所時の主治医、福祉サービス事業者と連携しながら居宅サービス計画作成を支援する。

- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、心身機能の維持回復を図り、自立を助けるために必要なリハビリテーションを計画的に行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、入所者の栄養状態の維持・改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
- (9) その他調理員、事務員等を必要数配置する。

## 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理 者	正規の勤務時間帯（9:00～18:00） 常勤で勤務（兼務）	4週8休
医 師	正規の勤務時間帯（9:00～18:00） 非常勤で勤務	交替制
薬剤師	正規の勤務時間帯（9:30～16:30） 週3回非常勤勤務	
看護職員	早出A（6:30～15:30） 早出B（7:00～16:00） 日勤（8:30～17:30） 夜勤（16:30～翌9:30） 遅出A（10:30～19:30） 遅出B（12:30～21:30） 常勤で勤務	4週8休
介護職員	早出A（6:30～15:30） 早出B（7:00～16:00） 日勤（8:30～17:30） 夜勤（16:30～翌9:30） 遅出A（10:30～19:30） 遅出B（12:30～21:30） 常勤で勤務	4週8休
支援相談員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務	4週8休
理学療法士等	正規の勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務	4週8休
管理栄養士	日勤（8:30～17:30） 遅出（9:00～18:00） 常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8:30～17:30） 常勤で勤務	4週8休

## 7 施設サービスの内容と費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

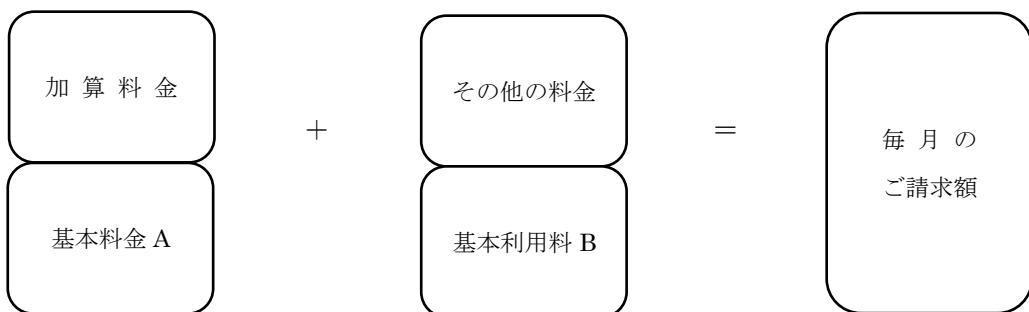
#### ア サービス内容

種類	内容
食事	<p>(食事時間)</p> <p>朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～</p> <p>管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。</p>
医療・看護	<p>医師により、7日に2回フロア一回診を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。</p> <p>ただし、当施設では行えない処置（透析等）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。</p>
機能訓練	<p>理学療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</p> <p>&lt;当施設の保有するリハビリ器具&gt;</p> <p>歩行器 30台 車いす 100台（リクライニング車椅子含む） シルバーカー 7台</p>
入浴	一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	<p>寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</p> <p>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>シーツ交換は週1回実施します。</p>
レクリエーション	集団運動、嚥下体操など生活機能の維持・向上の他、認知症による行動・心理症状の予防・早期対応を目的としてレクリエーションサービスを提供しています。
相談及び援助	入退所に関する相談・調整、日常生活の支援、記録、居宅介護支援事業者、医療機関、福祉サービスとの連携

## イ 費用

サービスを利用するにあたり、次のような利用料金が発生します。

この他、医療にかかる費用、おむつ代など、自己負担が発生する場合があります。



- ① 原則として料金表の利用料金のうち登録者の負担割合に応じた額となります。登録者負担額について、減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。
- ② 保険料の滞納などにより、上記の利用料金で利用できなくなる場合、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

### 【料金表】在宅強化型（負担割合1割負担者）

(多床室)

(1日につき)

要支援1	672円	要支援2	834円	
要介護1	902円	要介護2	979円	要介護3 1,044円
要介護4	1,102円	要介護5	1,161円	

(従来型個室)

(1日につき)

要支援1	632円	要支援2	778円	
要介護1	819円	要介護2	893円	要介護3 958円
要介護4	1,017円	要介護5	1,074円	

### ○加算（1日につき）

種類	利用料
サービス提供体制強化加算（I）	22円
サービス提供体制強化加算（II）	18円
夜勤職員配置加算	24円
認知症専門ケア加算（I）	3円

認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 円
送迎（片道につき）※通常の送迎の実施地域を熊本市とする。	184 円
個別リハビリテーション実施加算（1回につき）	240 円
療養食加算（1日3食を限度とし1食につき）	8 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円
口腔機能強化加算	50 円
総合医学管理加算（10日を限度）	275 円
若年性認知症利用者受入加算	120 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日を限度）	200 円
重度療養管理加算（要介護4・5に限る）	120 円
緊急短期入所受入加算（入所後7日以内を原則とし、家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日を限度）	90 円
※要支援1、要支援2は対象外	

○介護職員処遇改善加算（I） 介護保険利用単位数の 75/1000 (7.5%) に相当する単位

#### ○緊急時施設療養費

緊急時治療管理	1月につき1回3日を限度 518 円 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬・検査・注射・処置等を行った場合に必要となります。
特定治療	利用者の病状によって必要と認められる、リハビリテーション・処置・手術・麻酔または放射線治療を行った場合には、別途料金がかかります。但し、利用者の状態によって異なりますので、利用者の状態に応じてご説明させていただきます。

【料金表】は上記 1割の方以外に 2割と 3割の方がおられます

2割の方は2倍・3割の方は3倍の料金となります。

## (2) 介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種類	内容	利用料
理髪・美容	每月2回（第1月曜日、第3火曜日）犬童理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。 每月1回（第2月曜日）サロンド・優美の出張による美容サービスを利用いただけます。  ※理美容日程に関しては月によって変更する場合もあります。	散髪 1,100円 顔剃り 550円 散髪・顔剃り 1,100円 散髪・顔剃り・シャンプー 1,650円 カット 1,500円 パーマ 3,500円 毛染め 4,000円 毛染め・パーマ 7,500円 毛染め・カット 5,500円 シャンプー 1,000円
日常生活品の購入代行	石鹼・シャンプー・ペーパータオル・ティッシュペーパー・おしぶり・雑誌・新聞等の費用であり施設ご利用をご希望される場合にお支払いいただけます。	1日につき 300円
電気代	TV、ポット等電気製品の使用	1品につき 50円
特別な居室	特別個室	1日につき 2,596円
	個室	1日につき 946円
	特別二人室	1日につき 1,848円
	二人室	1日につき 1,298円
滞在費	従来型個室 1,728円	多床室 437円
食事代	1,880円（朝450円 昼750円 夕680円）	

※ 居住費・食費に関しましては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）により利用者の自己負担額が異なります。別添え資料をご覧下さい。但し、申請が必要ですでのご注意ください。

## 8 事故発生の防止及び発生時の対応

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しています。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

## 9 協力医療機関との連携・協力等

当施設では、施設内での対応可能な医療の範囲を超えた場合、協力医療機関との連携の下、緊急時の対応を適切に実施できるよう努めています。入院を要する場合、又退院時に協力医療機関と緊密に連携しながら入所者の退所・再受け入れを行います。

入院医療機関だけでなく在宅医療を担う医療機関、在宅医療を支援する地域の医療機関

と連携の下、居宅への退所を支援します。特に施設で容態の急変があった場合には下記の機関及びご家族へ連絡する等の連携・支援体制のもとで必要な支援を講じます。入退所にあたって管理栄養士等と連携し栄養管理を支援します。

#### 協力医療機関等

併設医療機関	病院名 及 び 所 在 地	あけぼのクリニック 熊本県熊本市南区白藤5丁目1番1号
	電話番号	096-358-7211.
	診療科	内科・腎臓内科・消化器内科・呼吸器内科 整形外科・リウマチ科・泌尿器科 リハビリテーション科・放射線科

協力医療機関	病院名 及 び 所 在 地	済生会熊本病院 熊本県熊本市南区近見5丁目3番1号
	電話番号	096-351-8000
	診療科	内科・外科・脳神経外科・循環器科・消化器科・心臓血管外科・麻酔科・放射線科

協力医療機関	病院名 及 び 所 在 地	森病院 熊本県熊本市南区近見1丁目16番16号
	電話番号	096-354-0177
	診療科	精神科・神経科

歯科	病院名 及 び 所 在 地	すこやか歯科クリニック 熊本県熊本市中央区本山1丁目6番19号
	電話番号	096-353-6000
	病院名 及 び 所 在 地	緒方歯科医院 熊本県熊本市南区南高江6丁目4番3号
	電話番号	096-357-3692

#### 10 認知症行動・心理症状への対応

当施設では、認知症の行動・心理症状の発現の事前、事後に早期対応することができるよう専門的な認知症ケアの実施に努めています。認知症に関する研修等を修了した者が、認知症の認められる入所者に対して、施設職員と共に認知症ケアを施します。居宅を訪問し生活環境を把握・評価する等、認知症のある入所者の居宅におけるサービス提供を支援します。

### 1.1 看取りへの対応

施設で体調の急変などが発生した場合、医師、看護師の対応及び協力医療機関との連携により、速やかに適切な措置を講じます。さらに重度化・重症化等によりやがて死を迎える状態になられた方が、当施設を活用して施設療養の継続を希望された場合、医師、看護師、介護支援専門員等をはじめとする多職種と協力し、医学的妥当性と適切性を慎重に判断しながら、人生の最終段階における全人的なケアを提供します。この場合、利用者本人及びご家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に対応します。

### 1.2 感染症への対応

当施設の入所者及び職員は普段から健康管理を行います。予防的又は体調不良時には施設の判断で防護具を着用して接触させていただくことがあります。地域的な流行の影響を受ける等、施設内で感染者が出る場合、感染制御の観点から、多床室をご利用中の方はその部屋を集団隔離する場合があります。入所者と同時に職員から感染症の発症が確認される場合、感染制御の期間中、フロアを閉鎖する場合もあります。感染症に罹患した入所者の重症化の程度を評価しながら連携医療機関に搬送を行います。

入所前および入所日当日に37度以上の発熱、咳などの呼吸器症状等の症状が認められるとか、ご家族・友人等の身近な方が入所前にコロナウイルス感染症はじめ感染性が高い感染症に罹患していると診断された場合、地域における感染症の流行状況を勘案のうえ、緊急を要する場合を除き入所の延期をお願いする場合もあります。施設利用にあたって感染症発症時の対応に関する説明し同意を求めます。

### 1.3 利用料等のお支払方法

月末締めとし、翌月15日以降請求書を送付いたします。

お支払方法は、基本的に口座引落でお願いしています。現金・銀行振り込みでのお支払いをご希望の方はご相談ください。

--	--

※入金確認後、領収証を発行します。

#### 料金の滞納について

利用料金の滞納が3か月分以上ある場合（または4カ月以前の滞納がある場合）

には、ご請求の未払金に対し、滞納分を別途ご請求させていただきます\*。

※30日間以上の予告期間をもって期間内にお支払いがない場合、この契約を解除する旨の催告や適切な措置を講じる場合があります。

#### 1.4 利用の中止

施設サービス計画の終了等により当施設の利用を中止する場合、あらかじめ計画が継続される場合を除き、本人及び家族の意向を踏まえた上で、居宅介護支援事業所、医療機関、福祉施設等のサービス提供機関や主治の医師と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な支援を行います。

#### 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間の目安は8:30～17:30までございます。来訪者は面会時間を遵守し、面会される場合は職員に届け出でください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。ただし、地域の感染症の流行状況に応じて面会制限を実施する場合があります。 対面による面会・オンライン面会(いずれも予約制)を行っています。各種感染症の流行時期により面会方法が異なります。面会を希望される場合は支援相談員までお申し出ください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出でください。(外出・外泊伝票あり)
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。無断で事業所の外に持ち出さないでください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	全面禁煙になっております。建物内での喫煙は禁止いたします。安全管理上、火器類は職員で預からせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はお断りします。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないでください。
所持品の持ち込み	貴重品及び金銭の所持は一切お断り致しております。自己管理をされての紛失については、施設は責任を負いませんのでご理解をお願い致します。
金銭・貴重品の管理	利用者もしくは保証人等の責任で管理してください。なお、当施設では預り金は管理いたしません。
宗教活動・政治活動等	施設内での他の利用者に対する迷惑行為、宗教活動及び政治活動等はお断りいたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。

#### 損害等の対応について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害について、施設は速やかにその損害を賠償します。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意や過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を酌量して、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。（当施設は、公益社団法人全国老人保健施設協会が行っている賠償責任保険に加入しています。）

#### 1.5 実習の受け入れ

当施設では看護師、介護福祉士、社会福祉士等を養成する養成機関、その他の機関から依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の登録者を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設の職員により指導を行います。なお、実習生も職員と同様に感染対策を施し個人情報の取り扱いを適正に扱います。

#### 1.6 情報通信技術、見守り機器などを用いた介護の実施

当施設では介護ロボット、見守り機器など情報通信機器を用いた介護を推進することで利用者の安全、介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に努めています。情報通信機器を用いた介護サービスの提供にあたって一定期間ごとに業務改善の取り組みによる効果を評価する観点から、利用者・家族に満足度調査等の評価にご協力ををお願いする場合があります。その他、介護助手を配置し職員間の適切な役割分担を促します。

#### 1.7 介護の質の向上に向けた取り組みの実施

当施設では在宅復帰並びに在宅療養の計画的な支援及び機能維持・改善のための計画的なリハビリテーション・機能訓練、口腔、並びに栄養の提供という目的を達成するため、利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を収集します。当施設で提供する介護を適切かつ有効に提供するために収集した情報を褥瘡ケア並びに排せつケア等に対して活用いたします。具体的な情報活用には、厚生労働省への提出、サービス計画の作成する、サービス計画に基づく、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護の実施、当施設だけでなく、入院医療機関への提供、退所時の居宅介護支援事業所、主治医、医療機関、福祉サービスなどの事業所への提供、利用者のサービス計画を適切に見直し、サービスの質の向上に努めます。

#### 1.8 新興感染症の流行など地域的な感染症への対応

当施設では行政及び地域の医療機関と連携し連携先が提供する地域的な感染拡大を想定した研修又は訓練に参加しています。研修・訓練を受けて協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時等の対応を確認する他、感染症の発生時に連携し適切に対応できるよう対策を講じます。施設内で感染者が発生した場合、医療機関との連携で感染者の施設内療養を行いながら感染拡大を防止する場合があります。感染した入所者に対して適切な感染対策を行い、介護サービスを提供の継続に努めます。感染症が疑われるとき、発熱

外来を実施している医療機関を受診していただく場合があります。

### 1.9 虐待防止に関する事項

事業所は、登録者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 虐待防止対策を含む安全体制の整備
- (3) 登録者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（登録者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる登録者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

### 2.0 身体拘束の禁止

当施設とその職員はサービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行った場合、必要な内容をサービス提供記録などの書面に記録します。

### 2.1 非常災害時及び業務継続の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設白藤苑消防計画」にのっとり対応を行います。感染症・災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた感染症・災害の業務継続計画を整備しています。			
避難訓練及び防災設備				
設備名称	個数等	設備名称	個数等	
スプリンクラー	あり	消火器	44 本	
避難階段	3 個所	屋内消火栓	あり	
自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり	
誘導灯	63 個所	消防機関へ通報する火災報知設備	あり	
カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	西消防署への届出日：令和 6 年 1 月 1 日 防火管理者：管理課 萩原 裕樹			

## 2.2 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 看護師長・事務長 ご利用時間 8:30~17:30 ご利用方法 電話 096-358-7200 面接 当施設1階相談室 苦情箱 1階玄関に設置
------------	---

熊本県国民健康保険団体連合会	介護サービス苦情・相談窓口 電話 096-214-1101
熊本市役所 高齢者支援部 介護事業指導課	相談窓口 電話 096-328-2793

## 2.3 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業では、ご登録いただいた方の個人情報を適正に扱うことは、医療・介護に従事するものとして重大な責務であると考えています。個人情報の取扱いに関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

### (1) グループ内での利用

- 登録にあたり提供する医療・介護サービスのうち、協力関係にある医療機関、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設等との連絡・調整。
- 登録者の受診に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
- ご家族等への心身の状況の説明。
- その他、介護保険事務や保険者等への照会など。

### (2) 当施設での利用

- 業務の維持・改善や介護の質の向上のための基礎資料。
- 当施設で行われる学生の実習協力及びボランティア活動への協力。
- 当施設で行われる事例検討。
- 定期発行される当施設の広報誌への写真等の掲載。
- 行事の写真掲示、地域へ向けての事業紹介等の掲載。

※なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

《別添資料1》

## 「国が定める利用者負担限度認定」について

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

### 【対象者】

負担段階	対象者 ※( )内は夫婦の場合
第1段階	・生活保護受給者、または、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者で、預貯金額が1,000万円(2,000万円)以下の方
第2段階	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入等が80万円以下で、預貯金額650万円(1,650万円)以下の方
第3段階 (1)	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入等が80万円超～120万円以下で、預貯金額550万円(1,550万円)以下の方
第3段階 (2)	・世帯全員が市民税非課税かつ、本人年金収入等が120万円超で、預貯金額500万円(1,500万円)以下の方

### 【利用者負担額（1日あたり）】

利用者負担段階	食費		居住費				
	施設	ショートステイ	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室(特養)	従来型個室(老健・療養)	多床室
第1段階	300	300	880	550	380	550	0
第2段階	390	600	880	550	480	550	430
第3段階(1)	650	1,000	1,370	1,370	880	1,370	430
第3段階(2)	1,360	1,300	1,370	1,370	880	1,370	430